

【特集】

# 新BIS規制とリスク管理

新BIS規制は06年末から導入される。バーゼル銀行監督委員会事務局長として最終案とりまとめにあたった氷見野氏をはじめ、金融庁担当官、監査法人の担当者が、新規制のインパクト、金融経営への活用などを提起する。

氷見野良三バーゼル銀行監督委員会事務局長に聞く

## 資産の質、リスク管理水準など多くの要素を反映

新しい収益機会への大胆な取組みが可能に

九九年六月に第一次案が出されたあと、五年間にわたる検討期間を経て、「自己資本に関する新しいバーゼル合意」（新BIS規制）の最終案が今年六月二六日に決着した。個々の金融機関が抱えるリスクに応じて規制上必要な自己資本を計算するという理念に争いはないものの、具体的内容がきわめて技術的であることから、その適用に不安を感じる金融機関も多い。新BIS規制の「活用の仕方」について、バーゼル銀行監督委員会の氷見野事務局長に聞く。

### リスクを計量する 初めての基準

今回公表された案が最終決定と考えてよいのか

これをもとに各国の国内規制策定作業が本格化することになる。各加盟国の当局が「合意可能な案としては、現時点でベストなものにたどり着いた」との確信のもとに国内手続に入るわけだが、かりに予想外の問題点が明らかになったような場合に、そうした問題を委員会で議論する可能性まで排除するものではない。もちろん、規制の枠組みが変わるようなことまでは

想定していないが、所要資本の全体的な水準については、本格実施の前に予定されている予備計算の期間に得られた結果をもとに微調整を検討することとしている。

決着に至るまでに、なぜここまで難航したのか

資産と負債の価値を計量して対照する会計基準は一五世紀以来の長い歴史があるが、それでも金融資産・負債の評価について定める国際会計基準三九号（注）は依然大論争的となっている。

新BIS規制は、リスクとそれに対する備えを計量して対照

# 内部管理手法を活用して

## 「分母」の計算を精緻化

### 新規制を契機にリスク管理の高度化を

バーゼル銀行監督委員会は六月二六日、国際的に活動する銀行の自己資本比率の計算方法についての六年間に及ぶ見直し作業に区切りをつけ、新BIS規制の最終案を公表した。今後、各国当局はこれに基づき国内規制の整備に入り、〇六年末からの実施に備えることになる。本稿では、昨年四月に公表された第二次市中協議案からの変更点を中心に新BIS規制案の検討の経緯と概要を解説するとともに、バーゼル委およびわが国にとっての今後の課題にも触れることとしたい。



金融庁 総務企画局  
国際課 企画官

白川 俊介

#### 最後のハードルをクリア

バーゼル委は近年における銀行業務やリスク管理技術の高度化に対応するため、九八年以来約六年間にわたりBIS規制の見直しに取り組んできた。その間、一部修正案を含めれば四度市中協議案を公表し、そのつど

パブリックコメントの規制案への反映に努めてきた。

新規制の実施時期については、第二次市中協議案（〇一年一月）において当初〇四年としていたが、できる限り慎重なプロセスを踏んだことから、一度（〇一年六月、〇二年七月）にわたり延期され、基本的に〇六

年末とされた。その後、バーゼル委の威信にかけて精力的な検討が進められ、昨年一〇月の内部格付手法の枠組み変更を乗り越え、今般、最終的な形で新BIS規制案が公表されるに至った。

その間、わが国はバーゼル委での検討作業に積極的に参加

し、わが国の実情にも沿った合理的で現実的な見直し案となるよう力を尽くしてきた。たとえば、中小企業や個人向け融資の取扱いについては、日本の当局と民間からの参加者が協力して、借手一社一社の信用力だけではなく、貸出先が小口に分散していることによるリスク分散

# 導入のインパクトを世界に伍する

## 金融市場整備の推進力に

### 国内基準行にも重要なメッセージ

中央青山監査法人 金融部  
レギュラトリー・アドバイザー・サービス  
統轄ディレクター  
安井 肇



現行BIS規制が最低自己資本比率を定めた簡単な構造であるのに対し、新BIS規制は、「最低自己資本比率をクリアし（第一の柱）、個別金融機関に特有なリスクプロファイルに合わせたリスク管理が行われていることを監督当局との対話で示し（第二の柱）、さらにデイスクロージャー強化による市場規律が求められる（第三の柱）」という三段階の構造となっている。この三段階構造は、日進月歩な金融イノベーションの下における金融機関経営と監督のあべき方向を提示していると考えられる。その意味で、国際的に活動していない金融機関にとっても重要な留意点があるし、監督当局にとっても大きな課題をもたらしている。

#### 不良債権に対する 早期対応促す

金融機関に対する新BIS規制の第一のメッセージは、不良債権に対する早期対応を促している点である。これは、新BIS

S規制が現行規制に比べリスク感性的になってきていることによる。すなわち、信用リスク計測に関して示された三つのいずれの方法でも、信用グレードの低い貸出（の引当てのなされていない部分）には多くの規制資本

が要求されている。その意味で、本規制は債務者の財務内容悪化に対して規制資本の面から早期の対応を促す仕組みとなっている。この点に関連しては、次の三点を留意すべきであろう。

一つは、中小企業向け貸出については、所要自己資本算出上の軽減措置が講じられていることである。金融機関からみて分散されているポートフォリオにはそれ自身リスク軽減効果があるからと考えられる。